

室蘭港カーボンニュートラルポート協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「室蘭港カーボンニュートラルポート協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、室蘭港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて「カーボンニュートラルポート」を形成することで、我が国全体の脱炭素社会の実現に貢献するため、次世代エネルギーの将来需要の推計や利活用の方策とともに、これらに必要となる港湾施設の規模・配置等について検討を行う。

(構成員)

第3条 協議会は、別紙に掲げる室蘭港に関連する団体、企業、行政機関等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者を追加することができるものとする。

(協議会の取扱い)

第4条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。

- 一 協議会は、事務局が招集する。
- 二 協議会は、自由な発言を促すため、原則非公開とする。
- 三 配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。

(事務局)

第5条 協議会に係わる事務は、室蘭市港湾部が処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約は必要に応じて改正できるものとし、委員の承認をもって適用される。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

附則 この規約は、令和4年6月27日より適用する。

室蘭港カーボンニュートラルポート協議会構成員

種別	名称
関係団体	室蘭エージェント会 室蘭洋上風力関連産業推進協議会 北海道港運協会室蘭支部 室蘭船主協会 室蘭通関業者協議会 公益社団法人日本関税協会函館支部室蘭地区協議会 室蘭地区倉庫協会 室蘭タグ事業協同組合 室蘭地区トラック協会 室蘭漁業協同組合
民間事業者	日本製鉄株式会社北日本製鉄所 日鉄エンジニアリング株式会社 日本製鋼所 M&E 株式会社 ENEOS 株式会社 株式会社檜崎製作所 函館どつく株式会社 株式会社タカヤナギ 五洋建設株式会社 大成建設株式会社 日本通運株式会社 エアウォーター北海道株式会社 北海道電力株式会社 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
学識 経験者	室蘭工業大学 東海大学
関係行政機関	国土交通省北海道開発局港湾空港部港湾計画課 国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部築港課 国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部室蘭港湾事務所 国土交通省北海道運輸局室蘭運輸支局 室蘭市経済部産業振興課
事務局	室蘭市港湾部港湾政策課